

宇治都市計画地区計画の決定（宇治市決定）

都市計画国道 24 号沿道安田町地区地区計画を次のように決定する。

	名称	国道 24 号沿道安田町地区地区計画
	位置	宇治市安田町鷓飼田及び五反坪の一部並びに伊勢田町西遊田の一部
	面積	約 20.9ha
	地区計画の目標	<p>本地区は、宇治市の中心部から約 3.5km 西部に位置しており、周囲を農地に囲まれた地区であるが、国道 24 号に接し、京滋バイパスや新名神高速道路、第二京阪道路の IC に近接するなど、交通の利便性を活かした土地利用が見込まれる地区である。</p> <p>また、宇治市都市計画マスタープランにおいて、活力ある都市を目指すための新たな「産業立地検討エリア」に位置付けている。</p> <p>本地区計画では、前述の立地条件を活かし、建築物等の制限を定め、周辺の営農環境との調整・連携を図りつつ、ものづくりや物流関連産業を主体とした良好な操業環境を有する、工業及び流通業の集積地の形成と維持を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全に関する方針	土地利用の方針	<p>国道 24 号に接し、京滋バイパスや新名神高速道路、第二京阪道路の IC に近接している交通の利便性を活かし、工業及び流通業を主体とした企業の立地による良好な事業用地の形成を図る。</p>
	地区施設の整備の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区内への自動車交通を円滑に処理するとともに、歩行者の安全を確保するため、区画道路を適切に配置する。 2 雨水を適切に排出し、本地区やその周辺への浸水防止を図るため、公園内に雨水貯留浸透施設を配置する。
	建築物等の整備の方針	<p>良好な地区環境を形成し、保持するため、建築物の用途の制限、建築物の高さの最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の形態意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について必要な基準を設ける。</p> <p>そのほか、人的又は経済的被害のリスクの軽減を図るため、災害への対策を講じるものとする。</p>
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	<p>区画道路 1：幅員 17.75m、延長約 280m</p> <p>区画道路 2：幅員 12.0m～15.0m、延長約 360m</p> <p>区画道路 3：幅員 9.5m、延長約 550m</p> <p>区画道路 4：幅員 9.0m、延長約 70m</p> <p>区画道路 5：幅員 9.0～13.0m、延長約 380m</p> <p>公共空地（歩道等）：幅員 4.0m、延長約 40m</p> <p>公園：2 箇所 面積約 8,400 m² 面積約 1,000 m² } 雨水貯留浸透施設 貯留量約 20,000 m³</p>

地区整備計画	地区整備計画の区域の面積	約 9.9ha
	建築物等のに関する事項	
	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類の大分類 E 製造業に属する工場、事務所、研究開発施設又は倉庫の用途に供する建築物。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に規定する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設その他これらに類する施設の用途に供する建築物</p> <p>イ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）第 2 条第 6 項に規定する再資源化をする施設その他これに類する施設の用途に供する建築物</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p>
	建築物の高さの最高限度	建築物の高さは、その最高限度を 20m とする。
	建築物の敷地面積の最低限度	1,000 m ²
	壁面の位置の制限	<p>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、1m 以上とする。</p> <p>ただし、次に掲げる用に供する附属建築物のうち、地階を除く階数が一のものについては、この限りではない。</p> <p>1 バス停留所の上屋 2 守衛所 3 自動車車庫 4 自転車置場 5 物置 6 東屋 7 通路で外壁を有しないもの 8 門又は塀</p>
	建築物の形態意匠の制限	建築物の形態・意匠・色彩は景観計画（景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 1 項に規定する景観計画）に基づいたものとする。
	かき又はさくの構造の制限	区画道路に面してかき又はさく（門柱及び意匠上これに付随する部分を除く。）を設ける場合は、生垣又はフェンス等とし、ブロック塀等は設置してはならない。ただし、法令等で定めのある場合は除くものとする。
備考		

「区域、地区整備計画の区域は、計画図表示のとおり」

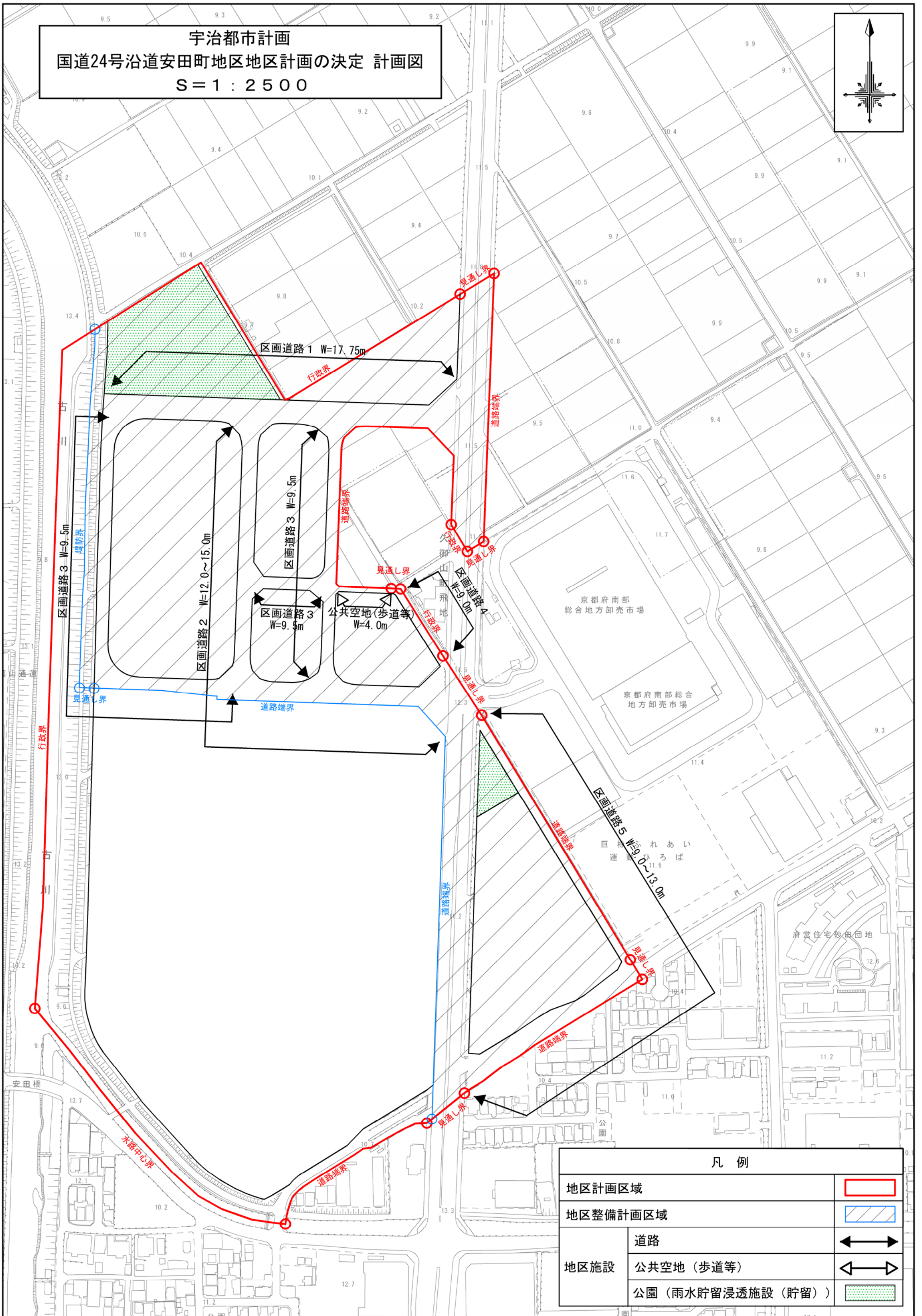
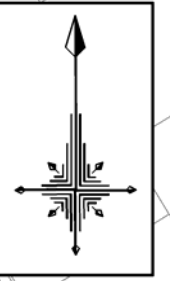
(理由)

宇治市安田町地区は、宇治市の中心部から約 3.5km 西部に位置しており、国道 24 号に接し、京滋バイパスや新名神高速道路、第二京阪道路の IC に近接するなど、交通の利便性を活かした土地利用が期待できる地区です。

本地区は現在、市街化調整区域に指定されていますが、宇治市都市計画マスタープランにおいて、活力ある都市を目指すため、新たな「産業立地検討エリア」に位置付けています。

本地区計画は、計画的かつ適正な土地利用を行うため、周辺の営農環境との調整・連携を図るなど、周辺環境及び景観に配慮しつつ、ものづくりや物流関連産業を主体とした良好な操業環境を有する工業及び流通業の集積地の形成と維持を図るため、地区計画を定め、ものづくり産業の用途に供する区域について地区整備計画を定めるものである。

宇治都市計画
 国道24号沿道安田町地区地区計画の決定 計画図
 S=1:2500



凡例		
地区計画区域		
地区整備計画区域		
地区施設	道路	
	公共空地(歩道等)	
	公園(雨水貯留浸透施設(貯留))	